



イタリア 投資家ビザ (Investor)

<目的> 一定金額を投資することで、居住権を取得することが可能です。その後、居住要件満たす事で、イタリア永住権につながるビザとなります。

<優位性&メリット>

- ・EU加盟国の1つであり、地理的・歴史的背景からEU巨大経済圏のビジネス機会も多くあります。
- ・居住者として5年後、永住権取得が可能となります。
- ・過去9年間イタリア居住者ではなく、あらたに居住者になる方は税制優遇が適用となり、10年間は海外年収に関わらず、継続して一定額(€10万)となります。

<投資家ビザ取得のおもな要件>

- ・投資可能な資産金額が法的に得た資産であること
- ・入国して3か月以内に投資開始すること。
- ・主申請者はビザ取得後、イタリア居住を保有期間のうち50%以上居住すること
- ・主申請者は18歳以上であること
- ・健康診断や人物審査がクリアできること。
- ・医療制度寄付金をカバーする資産があること(€8500)

<投資先について>

以下の内どれかに投資すること

1. €200万 イタリア国債(最低2年満期)
2. €50万 イタリア国内企業
3. €25万 革新的なスタートアップ企業
4. €100万 文化・教育や移民政策・研究・文化遺産や都市計画などのフィランソロピー支援寄付

<申請手順>

- ・申請後、許可された場合、当初2年のビザが「優先審査」を経て発行となり、イタリアへ居住可能となります。
- ・その後、投資継続されていること十年間の半分以上居住していることを確認後、3年間ビザ延長可能となります。
- ・審査期間:6か月
- ・許可後、渡航し、その後3か月以内に投資開始

<永住ビザへの道>

外国人はイタリア永住者になるためには居住権5年を経過した後に申請可能となります。
・イタリアに50%以上居住する事。

* 永住権を取得してもEU圏内他国で自動的に永住や居住可能となる事ではなく、各国の要件により適宜申請が必要となり、判断されます。

<国籍(パスポート)取得について>

居住権取得から10年後に、居住要件満たした上で、国籍申請が可能となります

お問い合わせ

AOM ビザコンサルティング
e-mail: info@aom-visa.com
Tel: 03-4540-6305

〒105-6027 東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー27F
ホームページ: <http://aom-visa.com>
Fax: 050-8885-9318

AOM Visa Consulting

Shiroyama Trust Tower 27F. 4-3-1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6027
email: info@aom-visa.com Tel: 81-3-4540-6305 Fax: 81-50-8885-9318